

平成 21・22 年度申請版(追加)

嘉手納町測量及び建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査
申請書提出要領(追加申請版)

受付場所及びお問い合わせ先

受付先：嘉手納町役場 3 階 都市建設課

住所：〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588

電話番号：098-956-1111(内 334)

ファックス番号：098-956-2818

ホームページ：<http://www.town.kadena.okinawa.jp/>

メールアドレス：toshiken@town.kadena.okinawa.jp

1. 申請の方法
 (1) 受付期間

※申請書提出は、県外・県内に係らず郵送、持参どちらでもかまいません。

- 受付期間：
 平成 21 年 2 月 2 日(月)～平成 21 年 2 月 27 日(金) (郵送の場合消印有効)

受付時間は、午前：9 時 00 分～午前 11 時 30 分、午後：1 時 00 分～午後 4 時 30 分です。

- (2) 提出書類一覧
 提出書類は次のとおりです。

●提出書類一覧表

※各種証明書の写しは平成 21 年 9 月 1 日以降のものとしします。

No	提出書類など	備考
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(県様式 1)	申請時現在の状況を記入。 必ず代表者印を押印すること。
2	業者カード(県様式)	様式中の「希望業務内容」については、嘉手納町において希望する業種を記入すること
3	技術職員有資格者名簿(県様式)	平成 21 年 12 月 1 日現在で在籍する常勤の技術者を記載 <u>県外業者提出必要なし</u>
4	経営規模等総括表(県様式 2)	測量等実績高について、直前 2 年の決算額及びその平均実績高(税抜き)を希望する業種ごとに記入。
5	測量等実績調書(県様式 3)(直前 2 年分)	入札参加を希望する業種ごとに作成。
6	営業経歴書(県様式 4)	創業年月及び創業後の沿革を記入。
7	商業登記簿謄本の写し	法人の場合に限る
8	印鑑証明書	写しでも可

No	提出書類など	備考
9	業者(事務所)の登録通知書(又は証明書)の写し(※1)	p5. 2 (2)留意事項の①から③に掲げる業務を希望する場合は必ず提出。それ以外は業者(事務所)登録を行っている場合に提出。
10	財務諸表(直前2年分)	税務申告した決算書の写しでも可。
11	本社所在市町村の市町村税納税証明書(完納証明書)	未納税額がないことの証明書 写しでも可
12	県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税)	未納税額がないことの証明書 写しでも可
13	国税納税証明書(法人税又は申告所得税)及び(消費税及び地方消費税)	未納税額がないことの証明書 写しでも可
14	No3.「技術職員有資格者名簿」(県第3号様式)に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し又は免状の写し	別表有資格区分コード表にない資格の合格証明書等の写しは不要。 <u>県外業者提出必要なし</u>
15	No3.「技術職員有資格者名簿」(県第3号様式)に記載のある技術職員の健康保険・厚生年金保険にかかる標準報酬の決定を通知する書面の写し	個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出。 <u>県外業者提出必要なし</u>
16	健康保険、厚生年金保険加入証明書の写し	直近の領収証の写しでも可
17	労働保健加入証明書の写し	同上
18	営業所等設置届出書(<u>嘉手納町内に本店、支店、営業所等がある場合のみ</u>)(※2)	町様式あり 本様式はフラットファイルに綴らず提出すること
19	<u>80円切手を貼り、返信先の宛名を記入した</u> 返信用封筒 受付表送付用 … 1枚 合格通知書送付用 … 1枚	郵送にて申請するものは <u>2枚</u> 持参にて申請するものは <u>1枚</u> 提出

※ 1 業者(事務所)の登録通知書(又は証明書)

営業に関し、法律等に基づく登録の証明書を添付。(写しでも良い)

- (イ) 測量業者登録証明書
- (ロ) 建築士事務所登録証明書
- (ハ) 建設コンサルタント登録証明書
- (ニ) 地質調査業者登録証明書
- (ホ) 補償コンサルタント登録証明書
- (ヘ) 不動産鑑定業者登録証明書
- (ト) 計量証明事業者登録証明書

※ 2 No18 営業所等設置届出書の様式については下記いずれかにて入手し

てください。

- 1 嘉手納町ホームページよりダウンロードする
- 2 嘉手納町役場にて直接入手

(3) 申請書類の提出方法

前記(2)提出書類一覧表に付されている番号順にインデックスで番号を付

け、黄色のA4ファイルに綴り、表紙と背表紙に商号を記載して下さい。

ただし、提出書類一覧表 No18.支店・営業所等設置届出書及び NO.19 返信用封筒についてはファイルには綴らずにご提出願います。

(4) 提出部数

1 部

(5) 結果の通知

書類一式を受付する際、「平成 21・22 年度入札参加資格申請書受付表」を発行いたします。

受付後、町にて提出書類一式を確認した後、既に提出した書類に不備がなければ、本町の入札参加適格合格通知書を発行いたします。

(6) 申請書提出後の変更届

入札参加資格審査申請後、次の事項に変更等があった場合は速やかに変更届出書(県様式を使用)1 部を提出して下さい。

●届出を要する変更事項一覧表

※必ず変更届出書(県様式)を添付してください。

変更事項	添付(確認)書類
商号変更	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県 5 号様式)だけでよい。)
所在地	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県 5 号様式)だけでよい。)
代表者	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県 5 号様式)だけでよい。)
電話番号及びファックス番号	変更届出書(県 5 号様式)だけでよい。
業務停止又は廃業	変更届出書(県 5 号様式)だけでよい。
組織変更	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県 5 号様式)だけでよい。)
業者登録の変更	該当事項について確認できる書類。写しでも可。
入札参加資格継承申請	建設工事入札参加資格継承書(県第 6 号様式)及び商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
社印・代表社印等の変更	印鑑証明書(写しでも可)

2. 測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請要件等

(1) 測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請要件

次の各項目を全て満たしていることが入札参加資格審査の申請要件です。

- ① 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること
（個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く）
- ② 雇用保険に加入していること
（従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く）
- ③ 営業を開始して1年を経過している者
- ④ 申請する業種区分(測量、建築関係建設コンサル、土木関係建設コンサル、地質調査、補償関係コンサル、調査業務)について、直前2年の確定した年間平均実績高があること
- ⑤ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑥ 次のアからカまでに該当する事実があった後、1年以上を経過していること
ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたもの
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑦ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(2) 留意事項

- ① 測量業務(測量一般、地図の調整、航空測量)を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
- ③ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。
- ④ 入札参加資格審査を申請した者が次のアからウに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
ア. 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
イ. 審査の為の実態調査に応じなかったとき。
ウ. 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- ⑤ 名簿登録の有効期間は登録の日から平成23年3月31日までとします。

⑥ 平成23・24年度の受付は平成23年2月を予定しています。

(3) 業種区分

申請に係る業種区分は次のとおりです。

- ① 測量
- ② 建築関係建設コンサルタント
- ③ 土木関係建設コンサルタント
- ④ 地質調査
- ⑤ 補償関係コンサルタント
- ⑥ 調査業務(①～⑤に当てはまらないものはこちらへ含めてください)

別表 有資格区分コード表(測量及び建設コンサルタント等業務)

業種区分	資格区分	コード	資格名	根拠法例等		
測量	測量士	107	測量士	測量法		
	測量士補	208	測量士補	測量法		
建築	一級建築士	137	一級建築士	建築士法		
	二級建築士	238	二級建築士	建築士法		
	その他資格者	062	建築設備士	建築士法		
		064	建築構造士	民間資格		
		076	建築積算資格者	民間資格		
設備	電気系資格者	127	一級電気工事施工管理技士	建設業法		
		228	二級電気工事施工管理技士	建設業法		
		155	第一種電気工事士	電気工事士法		
		256	第二種電気工事士	電気工事士法		
		258	電気主任技術者(第1種～第3種)	電気事業法		
	機械系資格者	129	一級管工事施工管理技士	建設業法		
		230	二級管工事施工管理技士	建設業法		
		168	甲種消防設備士	消防法		
		169	乙種消防設備士	消防法		
		265	給水装置工事主任技術者	水道法		
		土木	技術士	701	技術士：機械部門	技術士法
				702	技術士：船舶・海洋部門	技術士法
				703	技術士：航空・宇宙部門	技術士法
704	技術士：電気電子部門			技術士法		
705	技術士：化学部門			技術士法		
706	技術士：繊維部門			技術士法		
707	技術士：金属部門			技術士法		
708	技術士：資源工学部門			技術士法		
709	技術士：建設部門			技術士法		
710	技術士：上下水道部門			技術士法		
711	技術士：衛生工学部門			技術士法		
712	技術士：農業部門			技術士法		
713	技術士：森林部門			技術士法		
714	技術士：水産部門			技術士法		
715	技術士：経営工学部門			技術士法		
716	技術士：情報工学部門	技術士法				
717	技術士：応用理学部門	技術士法				
718	技術士：生物工学部門	技術士法				
719	技術士：環境部門	技術士法				

		720	技術士：原子力・放射線部門	技術士法	
		721	技術士：総合技術監理部門	技術士法	
	RCCM		751	河川、砂防及び海岸・海洋部門	民間資格
			752	港湾及び空港部門	民間資格
			753	電力土木部門	民間資格
			754	道路部門	民間資格
			755	鉄道部門	民間資格
			756	上水道及び工業用水道部門	民間資格
			757	下水道部門	民間資格
			758	農業土木部門	民間資格
			759	森林土木部門	民間資格
			760	水産土木部門	民間資格
			761	廃棄物部門	民間資格
			762	造園部門	民間資格
			763	都市計画及び地方計画部門	民間資格
			764	地質部門	民間資格
			765	土質及び基礎部門	民間資格
			766	鋼構造物及びコンクリート部門	民間資格
			767	トンネル部門	民間資格
			768	施工計画、施工設備及び積算部門	民間資格
			769	建設環境部門	民間資格
			770	機械部門	民間資格
		771	電気電子部門	民間資格	
		一級土木施工管理技士	113	一級土木施工管理技士	建設業法
		二級土木施工管理技士	214	二級土木施工管理技士(土木)	建設業法
			215	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	建設業法
			216	二級土木施工管理技士(薬液注入)	建設業法
	その他資格者	061	地すべり防止工事士	大臣認定	
補償	不動産鑑定士	071	不動産鑑定士	不動産鑑定評価法	
	補償業務管理士	072	補償業務管理士	民間資格	
	土地区画整理士	073	土地区画整理士	土地区画整理法	
	公共用地取得実務経験者	—	—	—	
地質	地質調査技士	074	地質調査技士	大臣認定	
調査	環境計量士	075	環境計量士	計量法	
	港湾海洋調査士	077	港湾海洋調査士(危険物探査部門)	民間資格	